

# 手話言語の普及と多様なコミュニケーション手段の利用促進の条例ができました

障がいのある人もない人も全ての市民が心通わせ、互いの人格及び個性を尊重し合い、もって全ての市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的として、『武雄市手話言語の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例』がきました。

## ●条例の2つのポイント

### ①手話言語の理解促進及び普及

手話は、日本語と同じように独自の言語です。条例では、「手話は言語である」という認識のもと、手話の理解促進と普及を推進することとしています。

### ●それぞれの役割

#### 市の責務

手話言語の普及、障がいに応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進の施策を推進します。

#### 市民の役割

障がい者のコミュニケーションに対する理解を深め、市の施策に協力します。

#### 事業者の役割

障がい者が利用しやすいサービス、働きやすい環境整備に努め、市の施策に協力します。

### ●今後の取り組み

- ・手話言語の普及と併せて障がい者への心づかいのパンフレットの作成
- ・旅館、飲食店等へのコミュニケーション支援ボードの設置
- ・市長会見時の手話通訳者の導入
- ・市民向けの手話講座の実施

詳しくは 福祉課 ☎0954-23-9235



#### 手話講座（初級）の受講者を募集

近年、コミュニケーションツールとして注目を浴びている手話。少しでも興味があるという方は、この機会に是非手話を学んでみませんか？

日時／7月7日（水）～9月22日（水）全12回

毎週水曜日19:00～20:00

場所／武雄市社会福祉協議会 2階会議室

対象者／武雄市在住・在勤・在学の方

受講料／200円（全12回を通しての受講料です）

申込方法／6月25日（金）までに武雄市社会福祉協議会まで電話ください。

定員20名、先着順です。

詳しくは 武雄市社会福祉協議会 ☎0954-26-8013

### ②多様なコミュニケーション手段の利用促進

コミュニケーション手段には、手話、筆談、点字などさまざまな種類があります。条例では、障がいに応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を行うこととしています。

#### わたしの伝えたいこと

